

目 次

ページ

議案甲第33号	多久市個人情報の保護に関する法律施行条例……………	1
議案甲第34号	多久市情報公開・個人情報保護審査会条例……………	7
議案甲第35号	多久市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に 関する条例……………	1 2
議案甲第36号	多久市職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例……………	1 8
議案甲第37号	多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の 一部を改正する条例……………	3 1
議案甲第38号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例……………	3 3
議案甲第39号	多久市職員給与条例の一部を改正する条例……………	5 4
議案甲第40号	多久市職員の退職手当に関する条例等の一部を 改正する条例……………	6 0
議案甲第41号	多久市資金の積立てに関する基金条例の一部を 改正する条例……………	6 7
議案甲第42号	多久市グリーンパーク条例……………	6 9
議案甲第43号	多久市営住宅条例及び多久市特定公共賃貸住宅条例 の一部を改正する条例……………	7 3

議案甲第 4 4 号	多久市定住促進条例の一部を改正する条例……………	7 5
議案甲第 4 5 号	多久市下水道事業の設置等に関する条例……………	7 7
議案乙第 4 5 号	専決処分の承認について（令和 4 年度多久市一般 会計補正予算（第 6 号））……………	8 1
議案乙第 4 6 号	専決処分の承認について（令和 4 年度多久市一般 会計補正予算（第 7 号））……………	8 3
議案乙第 4 7 号	専決処分の承認について（令和 4 年度多久市国民 健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））……………	8 5
議案乙第 4 8 号	令和 4 年度多久市一般会計補正予算（第 8 号）……………	別冊
議案乙第 4 9 号	令和 4 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 5 0 号	令和 4 年度多久市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 5 1 号	令和 4 年度多久市公共下水道事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 5 2 号	令和 4 年度多久市農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊

議案乙第53号 令和4年度多久市宅地造成事業特別会計補正
予算（第1号）……………別冊

議案乙第54号 令和4年度多久市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）……………別冊

議案乙第55号 令和4年度多久市病院事業会計補正予算（第3号）…別冊

議案甲第 3 3 号

多久市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業の管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表の特例)

第 3 条 市の機関は、法第 7 5 条第 2 項の規定にかかわらず、法第 7 4 条第 2 項第 9 号に規定する個人情報ファイルを作成し、公表できるものとする。

(開示請求の手続)

第 4 条 開示請求書には、法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から 3 0 日以内にしなければならない。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 6 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があ

った日から60日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求をする者は開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成その他交付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求の手続)

第10条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限)

第 1 1 条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から 3 0 日以内にしなければならぬ。ただし、法第 9 9 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第 1 2 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、多久市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 4 年多久市条例第 号)第 2 条に規定する多久市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第 1 3 条 市長は、毎年 1 回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(多久市個人情報保護条例の廃止)

第2条 多久市個人情報保護条例（平成14年多久市条例第17号）は、廃止する。

（多久市特定個人情報保護条例の廃止）

第3条 多久市特定個人情報保護条例（平成27年多久市条例第18号）は、廃止する。

（多久市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第4条 次に掲げる者に係る附則第2条の規定による廃止前の多久市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第12条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工していたものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(多久市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第5条 次に掲げる者に係る附則第3条の規定による廃止前の多久市特定個人情報保護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧特定個人情報保護実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧特定個人情報保護実施機関の職員であった者のうち、旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧特定個人情報保護実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧特定個人情報保護条例第11条、第23条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止請求については、なお従前の例による。

(多久市債権管理条例の一部改正)

第6条 多久市債権管理条例（平成30年多久市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「多久市個人情報保護条例（平成14年多久市条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（多久市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第7条 多久市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「多久市個人情報保護条例（平成14年多久市条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正により、同法の規定が直接適用されることとなったため、同法の施行に必要な事項を定めるとともに、多久市個人情報保護条例及び多久市特定個人情報保護条例を廃止する必要がある。

議案甲第34号

多久市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、多久市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、多久市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 多久市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年多久市条例第号)第12条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 多久市情報公開・共有条例(平成12年多久市条例第32号)第14条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表
- (3) その他市長が認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(第2条第1号に規定する審査請求についての調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業の管理者をいう。）をいう。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることはできない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第

68号) 第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報及び情報公開の取扱いについての調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、市の機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(多久市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止)

第2条 多久市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成27年多久市条例第19号）は、廃止する。

(多久市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の多久市情報公開・個人情報保護審議会条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により市に置かれた同条に規定する多久市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 施行日前に多久市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年多久市条例第 号）附則第2条の規定による廃止前の多久市個人情報保護条例（平成14年多久市条例第17号）第7条第4項及び第25条の規定による諮問がされた場合及び附則第3条の規定による廃止前の多久市特定個人情報保護条例（平成27年多久市条例第18号）第37条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(多久市情報公開・共有条例の一部改正)

第4条 多久市情報公開・共有条例（平成12年多久市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「多久市情報公開・個人情報保護審議会」を「多久市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第5条 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和33年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「情報公開・個人情報保護審議会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改める。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正により、多久市情報公開・個人情報保護審議会条例で定める審議会の機能の一部が国の個人情報保護委員会に移行するため、現行の条例を廃止し、新たに条例を定める必要がある。

議案甲第 3 5 号

多久市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 3 年多久市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第 5 条第 4 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項、第 1 1 条、第 1 4 条並びに第 2 4 条の規定の適用については、給与条例第 5 条第 4 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と、給与条例第 1 1 条第 2 項第 2 号、第 1 4 条第 2 項及び第 4 項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、給与条例第 2 4 条中「第 5 条第 4 項から第 1 2 項まで及び第 8 条の 2」とあるのは「第 8 条の 2」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(多久市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第 2 条 多久市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成 2 5 年多久市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「任期を定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第 2 号中「非常勤職員」の次に「（地

方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加え、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 多久市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(多久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 多久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年多久市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年多久市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 多久市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多久市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 多久市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 多久市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表給与条例第5条第13項の項を削り、給与条例第11条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、給与条例第14条第5項の項を削り、給与条例第14条第6項の項中「育児休業条例」を「多久市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多久市条例第17号。)」に改める。

第17条の表を次のように改める。

第5条第4項、第5項、第8項及び第9項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間休暇条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第11条第2項第2号並びに第14条第	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項

2 項及び第 4 項		の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第 2 4 条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第 2 0 条第 2 号中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 4 年多久市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 1 7 条の 2 見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

（多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第 7 条 多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 4 5 年多久市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(多久市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第2条の規定による改正後の多久市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の規定を適用する。

(多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する多久市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年多久市条例第 号）附則第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多久市条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第17条の2の規定を適用する。

(多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の多久市職員特殊勤務手当支給条例第13条第1項の規定を適用する。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法の一部改正を踏まえた職員の定年引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務制を導入するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第36号

多久市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

多久市職員の定年等に関する条例（昭和59年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条－第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制度（第11条）

第5章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第8条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した

職員であつて、定年退職日において管理監督職(第5条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「存する」を「ある」に、「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、多久市職員給与条例(昭和29年多久市条例第11号)第8条に規定する管理職手当を支給する職(医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は年齢60

年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職

員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年

以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における市立病院において医療業務に従事する医師に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）

を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(多久市職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 多久市職員の再任用に関する条例(平成13年多久市条例第1号)は、廃止する。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の多久市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の多久市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令

和 1 1 年 4 月 1 日及び令和 1 3 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間、基準日における新条例定年(新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。) が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年) を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。) 附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年) に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第 4 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 6 5 年に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日(以下この条及び次条において「年齢 6 5 年到達年度の末日」という。) までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めてい

るものとした場合における新条例定年をいう。附則第9条において同じ。)に達している者(新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者

及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条及び第5条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第11条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の

規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１０条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は年齢６０年とする。

上記の議案を提出する。

令和４年１２月２日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年年齢を段階的に上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 37 号

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する 条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 33 年多久市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考を次のように改める。

備考

- 1 投票所の投票管理者及び投票所の投票立会人が交代制若しくはその他の理由により投票時間の一部において従事するとき又は公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定により投票時間を変更して従事するときの報酬額は、日額を 1.3 で除して得た額に投票管理者及び投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額とする。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人が交代制若しくはその他の理由により投票時間の一部において従事するとき又は公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する第 40 条第 1 項ただし書の規定により投票時間を変更して従事するときの報酬額は、日額を 1.15 で除して得た額に期日前投票所の投票管理者及び投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額とする。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 選挙長、開票管理者並びに開票立会人及び選挙立会人の報酬は、選挙会又は開票が翌日に引き続いた場合は、翌日の報酬は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

投票所の開閉時間を変更した場合における投票管理者及び投票立会人への報酬の支給方法について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第38号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例(昭和29年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	199,000	234,600	266,700	292,100	322,400	367,300
	2	151,300	200,700	236,100	268,500	294,200	324,600	370,000
	3	152,500	202,300	237,600	270,000	296,500	327,000	372,400
	4	153,600	204,100	239,100	271,800	298,600	329,200	375,100
	5	154,700	205,600	240,500	273,500	300,600	331,500	377,200
	6	155,900	207,300	242,200	275,100	302,900	333,600	379,700
	7	157,000	209,100	243,600	277,000	305,300	335,800	382,100
	8	158,100	210,800	245,100	279,100	307,600	338,100	384,600
	9	159,100	212,500	246,200	281,100	309,600	340,100	386,900
	10	160,500	214,400	247,700	283,200	312,000	342,300	389,700
	11	161,900	216,200	249,100	285,300	314,200	344,500	392,300
	12	163,200	217,900	250,400	287,400	316,600	346,700	395,100
	13	164,400	219,200	251,900	289,500	318,800	348,700	397,500
	14	165,900	221,100	253,200	291,600	320,900	350,800	399,900
	15	167,500	222,800	254,400	293,600	323,200	352,800	402,100
	16	169,100	224,500	255,500	295,800	325,300	354,800	404,500
	17	170,200	226,200	257,000	297,700	327,300	356,800	406,400
	18	171,600	227,900	258,700	299,800	329,400	358,800	408,400
	19	173,100	229,400	260,100	301,900	331,500	360,600	410,300
	20	174,500	231,000	261,700	303,900	333,600	362,500	412,200
	21	175,800	232,400	263,200	306,000	335,500	364,500	414,100
22	178,400	234,000	264,800	308,100	337,600	366,400	415,900	

23	180,900	235,400	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700
24	183,500	237,000	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700
25	185,900	238,000	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500
26	187,600	239,400	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000
27	189,300	240,800	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600
28	190,900	241,900	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200
29	192,300	243,200	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800
30	194,100	244,200	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100
31	195,800	245,100	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400
32	197,400	246,100	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700
33	199,000	247,300	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900
34	200,400	248,400	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200
35	201,700	249,300	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500
36	203,100	250,400	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800
37	204,400	251,300	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000
38	205,600	252,600	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800
39	206,800	254,000	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600
40	208,000	255,300	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400
41	209,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000
42	210,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700
43	212,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400
44	213,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200
45	214,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000
46	215,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800
47	217,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200
48	218,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900
49	219,200	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400
50	220,400	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800
51	221,300	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200
52	222,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600
53	223,300	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000
54	224,200	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400
55	225,100	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800
56	226,000	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200
57	226,300	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500
58	227,100	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900
59	227,800	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200
60	228,600	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500
61	229,200	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800
62	230,000	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300	
63	230,700	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600	
64	231,300	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900	
65	231,900	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200	
66	232,600	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500	
67	233,200	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800	
68	234,000	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100	
69	234,700	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300	
70	235,300	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600	

71	235,900	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,500	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700	
94		298,900	347,500	387,000		
95		299,300	348,000	387,400		
96		299,700	348,400	387,800		
97		299,900	348,600	388,100		
98		300,200	349,000	388,700		
99		300,600	349,400	389,100		
100		301,000	349,800	389,500		
101		301,200	350,100	389,800		
102		301,500	350,500			
103		301,900	350,900			
104		302,200	351,300			
105		302,400	351,800			
106		302,700	352,200			
107		303,100	352,600			
108		303,400	353,000			
109		303,600	353,500			
110		304,000	353,900			
111		304,400	354,200			
112		304,700	354,500			
113		304,900	355,000			
114		305,200				
115		305,500				
116		305,900				
117		306,100				
118		306,300				

	119		306,600					
	120		306,900					
	121		307,300					
	122		307,500					
	123		307,800					
	124		308,100					
	125		308,400					
再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000		

27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	

	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,300	192,400	227,400	252,700	282,700	331,000	375,900
	2	156,800	194,100	228,900	254,000	284,600	333,000	378,600
	3	158,200	195,700	230,400	255,100	286,800	335,300	381,300
	4	159,600	197,300	232,000	256,400	289,100	337,500	384,000
	5	160,800	198,800	233,200	257,300	291,200	339,500	386,300

6	162,700	200,400	234,800	258,600	293,300	341,700	389,100
7	164,400	201,900	236,200	259,700	295,500	343,800	391,700
8	166,000	203,300	237,800	261,000	297,700	346,100	394,500
9	167,700	204,900	238,800	262,200	299,800	348,100	396,600
10	169,400	206,500	240,200	263,200	302,000	350,300	398,900
11	171,000	207,900	241,500	264,100	304,100	352,400	401,200
12	172,900	209,500	242,800	264,800	306,400	354,500	403,400
13	174,300	210,900	244,300	265,900	308,500	356,300	405,500
14	176,100	212,400	245,600	267,100	310,500	358,300	407,600
15	178,100	213,900	246,700	268,300	312,700	360,200	409,600
16	179,900	215,500	248,100	269,400	314,700	362,300	411,700
17	181,800	217,000	248,900	270,800	316,900	364,100	413,600
18	183,400	218,500	250,000	272,500	318,900	366,100	415,600
19	185,200	220,200	251,000	274,100	321,000	368,200	417,500
20	187,000	221,900	252,300	276,000	323,200	370,200	419,700
21	188,600	223,100	253,600	277,900	325,100	372,100	421,500
22	190,100	224,600	254,500	279,700	327,100	374,100	423,100
23	191,600	226,100	255,400	281,500	329,100	376,200	424,800
24	193,100	227,500	256,200	283,400	331,100	378,400	426,300
25	194,800	228,700	257,300	285,200	333,100	379,800	427,800
26	196,100	230,100	258,600	287,100	335,000	381,600	429,100
27	197,500	231,400	259,700	289,100	337,000	383,500	430,400
28	198,900	232,600	260,900	290,900	339,100	385,100	431,800
29	200,300	233,800	262,300	292,700	340,600	386,900	433,100
30	201,500	235,000	263,800	294,700	342,400	388,400	434,300
31	202,600	236,500	265,300	296,500	344,200	390,100	435,500
32	203,900	237,800	267,100	298,400	346,000	391,800	436,600
33	205,200	238,800	268,500	300,300	347,700	393,100	437,900
34	206,500	240,000	270,300	302,000	349,500	394,500	439,100
35	207,800	241,000	272,100	303,800	351,500	395,800	440,300
36	209,200	242,200	273,900	305,700	353,300	397,000	441,500
37	210,200	243,500	275,400	307,100	355,100	398,100	442,800
38	211,400	244,600	277,200	308,800	356,900	399,300	443,700
39	212,600	245,800	278,900	310,600	358,500	400,500	444,100
40	213,900	246,800	280,600	312,200	360,200	401,600	444,800
41	215,000	247,900	282,200	314,000	361,500	402,400	445,300
42	216,200	249,000	283,900	315,700	362,600	403,200	445,700
43	217,400	249,900	285,600	317,400	363,800	404,000	446,100
44	218,500	250,800	287,300	319,100	365,000	404,800	446,500
45	219,700	251,900	289,000	320,200	366,200	405,200	446,900
46	220,800	253,200	290,700	321,700	367,100	405,900	447,300
47	221,700	254,600	292,400	323,200	368,300	406,400	447,700
48	222,700	255,900	294,100	324,800	369,400	406,800	448,000
49	223,600	257,400	295,400	326,200	370,400	407,200	448,300
50	224,500	258,800	297,000	327,600	371,400	407,500	448,700
51	225,400	260,200	298,500	328,800	372,500	407,800	449,000
52	226,300	261,700	300,200	330,100	373,500	408,100	449,400
53	226,600	262,800	301,600	331,200	374,300	408,400	449,700

54	227,400	264,200	303,100	332,200	375,100	408,700
55	228,000	265,600	304,500	333,400	376,000	409,000
56	228,900	267,100	306,100	334,400	376,900	409,300
57	229,500	268,000	307,300	334,900	377,400	409,600
58	230,200	269,300	308,500	335,800	378,300	409,900
59	230,800	270,600	309,700	336,600	379,100	410,200
60	231,400	272,000	311,200	337,500	379,900	410,600
61	232,100	273,000	312,500	338,300	380,300	410,800
62	232,800	274,200	313,700	338,700	381,000	411,200
63	233,500	275,500	315,000	339,300	381,700	411,500
64	234,200	276,800	316,300	340,000	382,400	411,800
65	234,800	277,800	317,700	340,600	382,800	412,000
66	235,500	278,900	318,500	341,300	383,500	
67	236,200	280,000	319,300	342,000	384,200	
68	236,900	281,100	320,100	342,700	384,700	
69	237,500	282,200	320,700	343,400	385,100	
70	238,300	283,300	321,400	343,900	385,600	
71	239,000	284,400	322,200	344,600	386,100	
72	239,700	285,500	322,800	345,200	386,600	
73	240,400	286,300	323,500	345,500	387,200	
74	241,200	287,000	323,700	346,100	387,700	
75	242,000	287,500	324,300	346,600	388,300	
76	242,800	288,400	324,900	347,200	389,000	
77	243,300	289,200	325,500	347,700	389,500	
78	244,000	289,800	326,000	348,200	390,000	
79	244,600	290,400	326,500	348,700	390,500	
80	245,200	291,000	327,000	349,100	391,000	
81	245,600	291,700	327,700	349,400	391,300	
82	246,000	292,200	328,200	349,800	391,800	
83	246,400	292,600	328,600	350,200	392,200	
84	246,700	293,000	329,100	350,500	392,600	
85	247,100	293,200	329,600	351,000	393,000	
86		293,400	330,000	351,300		
87		293,700	330,200	351,600		
88		293,900	330,600	351,900		
89		294,300	331,000	352,300		
90		294,500	331,400	352,600		
91		294,700	331,800	353,000		
92		294,900	332,200	353,300		
93		295,300	332,500	353,700		
94		295,500	332,700	354,000		
95		295,700	333,200	354,300		
96		296,000	333,500	354,600		
97		296,400	333,700	354,900		
98		296,700	334,000	355,400		
99		296,900	334,300	355,800		
100		297,200	334,600	356,200		
101		297,500	334,800	356,700		

	102		297,700	335,100	357,100			
	103		297,900	335,500	357,500			
	104		298,200	335,700	357,900			
	105		298,500	335,900	358,400			
	106			336,100				
	107			336,500				
	108			336,700				
	109			336,900				
	110			337,300				
	111			337,700				
	112			338,100				
	113			338,300				
再任用職員		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	369,700

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士及び栄養士の職にある職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,600
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,400
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	292,300
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	294,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	296,100
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	297,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	299,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	301,800
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	303,700
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	305,700
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	307,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	309,400
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	311,100
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	312,800
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	314,600
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	316,500
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	318,300
	18	197,500	225,600	262,700	282,000	319,900
	19	199,500	227,100	263,500	283,400	321,600
	20	201,500	228,600	264,300	284,800	323,400
	21	203,500	229,700	265,200	286,400	324,900
	22	205,400	231,400	265,900	288,000	326,400
23	207,500	233,100	266,800	289,600	328,100	

24	209,600	234,700	267,600	291,100	329,600
25	211,200	236,000	268,600	292,400	331,200
26	212,500	237,700	269,400	294,300	332,600
27	213,700	239,400	270,300	296,100	334,200
28	215,000	241,100	271,300	297,800	335,800
29	216,200	242,700	272,600	299,200	337,100
30	217,300	244,100	274,100	301,000	338,700
31	218,600	245,400	275,700	302,600	340,100
32	219,700	246,500	277,300	304,300	341,600
33	221,000	247,500	278,900	305,900	343,200
34	222,300	248,600	280,400	307,400	344,800
35	223,600	249,500	281,700	309,000	346,400
36	224,900	250,500	283,200	310,700	347,900
37	226,000	251,200	284,800	312,100	349,700
38	227,400	252,200	286,200	313,500	351,300
39	228,700	253,100	287,700	315,100	352,800
40	230,100	254,100	289,200	316,800	354,400
41	231,000	254,500	290,600	318,400	355,700
42	232,400	255,400	292,200	319,800	357,200
43	233,700	256,200	293,700	321,200	358,700
44	235,100	256,900	295,400	322,800	360,100
45	236,300	257,700	296,800	323,800	361,800
46	237,700	258,400	298,200	325,200	362,800
47	239,000	259,300	299,800	326,600	364,300
48	240,300	260,100	301,300	328,200	365,600
49	241,200	260,900	302,500	329,300	367,100
50	242,300	261,800	303,800	330,700	368,500
51	243,300	262,700	305,300	332,000	369,800
52	244,300	263,700	306,700	333,400	371,200
53	245,000	264,800	308,200	334,800	372,800
54	246,000	266,300	309,500	336,200	374,000
55	246,900	267,700	311,000	337,600	375,100
56	247,800	269,200	312,400	339,000	376,300
57	248,500	270,700	313,400	339,900	377,400
58	249,500	272,400	314,600	341,200	378,400
59	250,100	273,900	315,800	342,400	379,400
60	250,900	275,500	317,300	343,700	380,400
61	251,700	276,900	318,400	344,900	381,000
62	252,500	278,500	319,700	345,800	381,800
63	253,300	280,000	321,000	347,000	382,600
64	254,100	281,400	322,300	348,300	383,500
65	254,800	283,000	323,600	349,400	384,200
66	255,500	284,500	324,900	350,700	384,800
67	256,300	286,000	326,200	351,900	385,600
68	257,000	287,500	327,600	353,000	386,300
69	257,800	288,800	328,300	354,000	386,900
70	258,700	290,300	329,400	355,000	387,500
71	259,900	291,800	330,500	356,200	388,200
72	261,100	293,200	331,400	357,300	388,900

73	262,500	294,400	332,700	358,100	389,600
74	263,800	295,800	333,500	359,200	390,100
75	265,100	297,200	334,600	360,300	390,700
76	266,500	298,500	335,800	361,500	391,200
77	267,500	300,100	336,900	362,200	391,600
78	268,600	301,400	338,100	363,000	392,200
79	269,900	302,600	339,300	363,800	392,700
80	271,200	303,900	340,500	364,500	393,000
81	272,300	304,600	341,600	365,100	393,300
82	273,300	305,900	342,700	365,600	393,800
83	274,400	307,000	343,700	366,200	394,300
84	275,500	308,200	344,900	366,800	394,600
85	276,400	309,300	345,800	367,400	394,900
86	277,400	310,600	346,800	367,900	395,400
87	278,500	311,800	347,700	368,500	395,900
88	279,600	312,900	348,700	369,000	396,300
89	280,500	314,200	349,800	369,500	396,600
90	281,400	315,400	350,600	369,800	397,000
91	282,400	316,700	351,400	370,400	397,500
92	283,500	317,900	352,200	370,900	397,900
93	284,500	318,700	352,800	371,200	398,300
94	285,500	319,400	353,400	371,700	
95	286,400	320,100	354,100	372,200	
96	287,400	320,700	354,700	372,500	
97	288,300	321,400	355,100	373,100	
98	289,100	321,800	355,600	373,600	
99	289,700	322,400	356,100	374,100	
100	290,600	323,100	356,500	374,600	
101	291,400	323,500	357,000	375,200	
102	292,200	324,100	357,400	375,700	
103	293,000	324,700	357,900	376,200	
104	293,900	325,300	358,300	376,600	
105	294,600	325,800	358,600	377,200	
106	295,100	326,200	359,100	377,800	
107	295,600	326,700	359,500	378,300	
108	296,100	327,300	359,800	378,800	
109	296,300	327,700	360,300	379,400	
110	296,600	328,100	360,900	379,800	
111	296,800	328,400	361,400	380,300	
112	297,200	328,700	361,900	380,800	
113	297,500	329,100	362,400	381,400	
114	297,700	329,500	362,900		
115	298,100	329,900	363,400		
116	298,400	330,200	363,800		
117	298,700	330,400	364,200		
118	299,000	330,700	364,600		
119	299,400	331,100	365,100		
120	299,800	331,300	365,600		
121	300,100	331,500	366,000		

122	300,500	331,800	366,600	
123	300,800	332,100	367,100	
124	301,200	332,400	367,600	
125	301,400	332,600	367,900	
126	301,600	333,000		
127	301,900	333,400		
128	302,300	333,600		
129	302,500	333,800		
130	302,800	334,000		
131	303,200	334,400		
132	303,600	334,600		
133	303,800	334,900		
134	304,100	335,300		
135	304,500	335,700		
136	304,900	336,100		
137	305,100	336,400		
138	305,400	336,800		
139	305,800	337,200		
140	306,100	337,600		
141	306,300	337,900		
142	306,700	338,300		
143	307,100	338,700		
144	307,400	339,100		
145	307,600	339,400		
146	307,800	339,800		
147	308,100	340,200		
148	308,500	340,600		
149	308,700	340,900		
150	308,900	341,300		
151	309,200	341,700		
152	309,500	342,100		
153	309,900	342,400		
154	310,100			
155	310,300			
156	310,700			
157	311,000			
158	311,300			
159	311,600			
160	311,900			
161	312,300			
162	312,600			
163	312,900			
164	313,200			
165	313,600			
166	313,900			
167	314,200			
168	314,500			
169	314,900			

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	

31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100

80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			

129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

第3条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、
同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第5条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第6条 市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年多久市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第7条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第8条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（昭和29年多久市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第9条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年多久市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第11条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第12条 多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第2条各号」を「当分の間、第2条各号」に改め、「令和4年2月1日から令和4年9月30日までの間に」を削る。

附則第6項中「4,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第12条の規定 令和5年1月1日

(2) 第3条、第5条、第7条、第9条及び第11条の規定 令和5年4月1日

2 第1条の規定（多久市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第21条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定による改正後の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与条例（以下「改正後の市長副市長諸給与条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長諸給与条例」という。）の規定及び第10条の規定による改正後の多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与等の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は改正後の任期付職員条例を適用する

場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例、第6条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与条例、第8条の規定による改正前の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例又は第10条の規定による改正前の多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 令和5年1月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、令和7年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前条の規定による給料を支給される職員に関するこの条例による改正後の多久市職員給与条例(以下「新条例」という。)第20条第4項及び第

5 項（新条例第 21 条第 4 項において準用する場合及び多久市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年多久市条例第 17 号）第 15 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新条例第 20 条第 4 項中「給料」とあるのは「給料月額と多久市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 4 年多久市条例第 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）附則第 5 条の規定による給料の額との合計額」と、新条例第 20 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と令和 4 年改正条例附則第 5 条の規定による給料の額との合計額」とする。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県人事委員会勧告等に伴い職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第39号

多久市職員給与条例の一部を改正する条例

多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第6項中「規則の」を「規則で」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項及び第9項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第13項を次のように改める。

13 法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間休暇条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第5条の3中「その者」を「当該職員」に改め、同条を第5条の2とする。

第11条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を、「得た額（以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「ある場合は」を「ある場合には、」に改め、同条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「ある場合は」を「ある場合には」に改め、同条第6項中「ある場合は」を「ある場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」を「勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の3中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条の2」を「第5条第4項から第12項まで及び第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項、第5項、第8項及び第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 多久市職員の定年等に関する条例（昭和59年多久市条例第15号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 多久市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定によ

り同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(4) 多久市職員の定年等に関する条例附則第4項の適用を受ける職員

8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6

項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

13 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額及び附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間職員	基準給料月額						
	187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間職員	基準給料月額						
	188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	369,700

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
--------	--------	--------	--------	--------	--------

短時間 職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100
-----------	--	----------	----------	----------	----------	----------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の多久市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）附則第6項から第13項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第5条第13項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、多久市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年多久市条例第 号。以下「整備条例」という。）附則第3項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する整備条例第4条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多久市条例第2号）第2条

第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第3項、第21条第2項及び第24条の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第11条第2項第2号並びに第14条第2項及び第4項の規定を適用する。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法の一部改正を踏まえた職員の定年引上げに伴い、60歳に達した職員の給与の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第40号

多久市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 多久市職員の退職手当に関する条例（昭和38年多久市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第14条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（多久市の休日に関する条例（平成元年多久市条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第14条第2項において「職員みなし日数」という。）」を、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「定める額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第14条第2項中「職員について定められている勤続期間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他別に市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして別に市長が定める職員が、別に市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を

除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「条例第37号(昭和48年5月28日自治給第31号参照)」を「多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年多久市条例第37号。次項及び附則第5項において「条例第37号」という。)」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第17項まで」を加え、「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」を「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第11号」を加え、「附則第5項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第8項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第9項とし、附則に次の8項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基

本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

1 1 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

1 2 前2項の規定は、多久市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年多久市条例第 号）による改正前の多久市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

1 3 多久市職員給与条例附則第6項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 4 当分の間、第5条第1項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「多久市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（多久市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年多久市条例第 号）による改正前の多久市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあつては65歳とする。）に達した日以後の最初の3月31日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項、第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるそ

の者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあつては65歳とする。）と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 15 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者	60歳
令和5年旧職員定年条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員	65歳

- 16 当分の間、第5条第1項に規定する定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて、前項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ旧定年退職日（同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後の最初の3月31日をいう。以下同じ。）の前年の3月31日までに退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「附則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の

3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項に規定する定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて、附則第15項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ旧定年退職日の前年の3月31日後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年多久市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「多久市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「同条例第3条から第5条の3まで」に改める。

附則第4項中「新条例第3条第1項」を「多久市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2」に改める。

附則第5項中「新条例第5条」を「多久市職員の退職手当に関する条例第5条」に改める。

第3条 多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年多久市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第5項」を「第5条」に、「第5条」を「附則第3項」に改める。

第4条 多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年多久市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例第2条の4」を「多久市職員の退職手当に関する条例第2条の4」に、「附則第5項から第7項」を「附則第3項から第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第2項並びに第14条第2項、第4項及び第11項並びに附則第11項の改正規定並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する第1条の規定による改正後の多久市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「任期を定めて採用された職員」とあるのは、「任期を定めて採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。
- 3 暫定再任用職員に対する新条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「及び同法第22条の4第1項」とあるのは、「、同法第22条の4第1項及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）第4

条第 1 項又は第 2 項」とする。

- 4 新条例第 10 条第 4 項の規定は、第 1 項ただし書に規定する施行の日以後に同条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の別に市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法の一部改正を踏まえた職員の定年引上げに伴い、60 歳に達した職員の退職手当の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第41号

多久市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例

多久市資金の積立てに関する基金条例（平成3年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表多久市財政調整基金の項処分の欄及び多久市減債基金の項処分の欄中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、多久市ふるさと振興基金の項処分の欄を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当するとき。

- 1 寄附者の意向に沿って市が行う事業又は地域づくり事業活動を助成する事業の経費に充てるとき。
- 2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の経費に充てるとき。

別表多久市農業集落排水事業減債基金の項処分の欄及び多久市公共下水道事業減債基金の項処分の欄中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市ふるさと振興基金に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の経費を積み立てるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第42号

多久市グリーンパーク条例

(設置)

第1条 市民のスポーツの振興や交流を促進し、地域の活性化を図るため、多久市グリーンパーク（以下「グリーンパーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 グリーンパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多久市グリーンパーク	多久市北多久町大字小侍4644番地7

(施設の管理)

第3条 グリーンパークの管理は、多久市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年多久市条例第17号）に基づき、多久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。この場合においては、第5条第3項中「教育委員会が必要と認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条、第11条及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設、設備、器具等の維持管理
- (2) 利用の許可及び取消し
- (3) グリーンパークの設置目的を達成するための事業に関する業務
- (4) グリーンパークの利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(使用時間及び定期休日)

第5条 グリーンパークの使用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 グリーンパークの定期休日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、使用時間及び定期休日を変更することができる。

（使用の許可）

第6条 グリーンパークを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、グリーンパークの使用を許可するに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 前条による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りではない。

2 すでに納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによらないで使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の事情があると認める場合は、使用料を減免することができる。

（利用料金）

第9条 第7条の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、指定管理者にグリーンパークの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(目的外使用又は権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備等の制限)

第11条 使用者は、使用のため特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りの申請によるとき。
- (3) 許可にあたり付された条件に従わないとき。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により許可を取り消され、若しくは変更されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(免責)

第14条 第12条の規定による許可の取り消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責を負わない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、使用中にグリーンパークの設備を毀損又は滅失した場合若しくは第13条の規定による原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則に定める日から施行する。

別表（第7条関係）

利用区分			単 位	金 額
個人使用	多目的広場	1日使用	一般	200円
			高校生以下	100円
	パークゴルフ場	1日使用	一般	300円
			高校生以下	100円
占用使用	多目的広場	全面 1時間につき	400円	
		半面 1時間につき	200円	
	パークゴルフ場	1時間につき	600円	
用具使用	グラウンドゴルフ	1セット（クラブ1本、ボール1個）につき	100円	
	パークゴルフ			
備考 使用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。				

（注）時間の算定については、1時間に満たない時間は1時間とする。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市グリーンパークを設置するため、条例を制定する必要がある。

議案甲第43号

多久市営住宅条例及び多久市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正
する条例

(多久市営住宅条例の一部改正)

第1条 多久市営住宅条例(平成9年多久市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「同居しようとする」の次に「親族等(」を、「含む。」の次に「)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。」を加え、同項第5号中「親族」を「親族等」に改める。

第9条第1項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第12条第1項中「同居した親族以外の者」を「同居した者以外の親族等」に改める。

(多久市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 多久市特定公共賃貸住宅条例(平成18年多久市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第4条第2号中「同居しようとする」の次に「親族等(」を加え、「以下「同居者」という」を「)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。以下「同居親族等」という」に、同条第4号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第8条、第16条、第21条(見出しを含む。)、第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定中「同居者」を「同居親族等」に改める。

第27条第1項中「認められた親族以外の親族」を「認められた者以外の親族等」に改める。

第28条第1項中「同居の親族を残して」を削り、「当該同居の親族」を「その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者」に改め、「、当該同居の親族は」を削る。

第30条第1項第5号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第44号

多久市定住促進条例の一部を改正する条例

多久市定住促進条例（平成18年多久市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 空き家バンク利活用補助事業 市内に定住することを目的として、多久市空き家情報登録制度（空き家バンク）に登録されている空き家を取得した場合又は取得後にリフォーム工事を行う場合、その世帯に対し空き家バンク利活用補助金を交付する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 新婚世帯家賃補助事業

新婚世帯家賃補助事業 過去1年以内に婚姻の届出をしている者がいる世帯（以下「新婚世帯」という。）が市内の民間賃貸住宅に入居している場合、その世帯に対し新婚世帯家賃補助金を交付する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 宅地造成支援補助事業

宅地造成支援補助事業 市内に5区画以上の分譲用宅地を開発した者に対し、宅地造成支援補助金を交付する。

第3条中「申請が出来る者」の次に「（法人を含む。）」を加える。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

定住奨励事業の期限を延長するとともに、既存事業を見直し、新規事業について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第45号

多久市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに農村集落における生活環境の改善及び農業用水の水質保全を図るため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和5年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多久みず環境保全センター	多久市多久町6195番地1

(2) 排水区域は、多久市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 農業集落排水施設の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
納所地区浄化センター	多久市東多久町大字納所6212番地1

(2) 処理区域は、多久市農業集落排水施設条例（平成15年多久市条例第20号）第4条の規定により告示された区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するととも

に、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(多久市農業集落排水事業特別会計条例及び多久市公共下水道事業特別会計条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 多久市農業集落排水事業特別会計条例(平成12年多久市条例第17号)

(2) 多久市公共下水道事業特別会計条例(平成10年多久市条例第24号)
(多久市下水道条例の一部改正)

3 多久市下水道条例(平成16年多久市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(多久市農業集落排水施設条例の一部改正)

4 多久市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて下水道事業とし、公営企業会計へ移行するため、条例を制定する必要がある。

議案乙第45号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市一般会計補正予算（第6号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和4年度多久市一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市一般会計補正予算（第6号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年10月11日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第46号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和4年度多久市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市一般会計補正予算（第7号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年11月10日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第47号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和4年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年11月10日

多久市長 横 尾 俊 彦